

東三河広域連合家族介護者リフレッシュ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合家族介護者リフレッシュ事業(以下「この事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の49の規定に基づく保健福祉事業として、在宅で介護を受ける要介護者を同居して介護する者が温泉等入浴施設を利用するにあたり、その利用料金の軽減を行った温泉等入浴施設(以下「助成券取扱施設」という。)を補助事業対象者として補助金を交付することにより、家族介護者への慰労又は身体的若しくは精神的な負担の軽減に係る助成を行うことを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、東三河広域連合(以下「広域連合」という。)とする。

(助成対象者)

第4条 この事業において助成を受ける者(以下「助成対象者」という。)は、第7条に規定する引換を行う年度(以下「当該年度」という。)の前年度1年間にわたって、次の各号に掲げる要件を全て満たす要介護者(以下「対象要介護者」という。)を同一世帯で主に介護する家族介護者1名とする。

- (1) 広域連合構成市町村内に住所を有していること。
- (2) 法第19条第1項に規定する要介護認定を受けていること。
- (3) 別表に規定する施設サービス等の利用月が3か月以下であること。

(助成方法等)

第5条 この事業による助成は、対象要介護者1名につき6,000円分の家族介護者リフレッシュ助成券(以下「助成券」という。)を助成対象者に交付することにより行う。

- 2 この事業による補助対象経費は、補助事業者が助成券により受領した利用料金相当額とする。
- 3 広域連合長は、助成券により利用料金を受領した補助事業者からの申請に基づき、当該金額を補助金として交付する。

(通知)

第6条 広域連合長は、対象要介護者を抽出し、当該家族介護者に対し家族介護者リフレッシュ助成券引換案内兼引換書(様式第1号。以下「引換案内兼引換書」という。)を送付するものとする。

(引換方法)

第7条 助成券の交付を受けようとする者は、前条の通知を受けた年度内に、引換案内兼引換書に本人確認書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する引換案内兼引換書の提出は、助成対象者本人が行わなければならない。

(助成券の交付)

第8条 広域連合長は、前条に規定する引換案内兼引換書を受領したときは、第5条で規定する額の助成券を交付するものとする。

- 2 助成券の交付を受けた助成対象者(以下「助成券使用者」という。)は、当該助成券に自らの氏名を記名しなければならない。
- 3 助成券の交付は、同一の対象要介護者について年度内1回限りとする。

(助成期間)

第9条 この事業による助成の期間は、前条により助成券を交付した日(以下「交付日」とい

う。)から交付日の属する年度の3月31日までとする。

(助成券取扱施設)

第10条 この事業による助成券を取り扱う助成券取扱施設は、以下の要件を全て満たす施設とする。

- (1) 施設の所在地が広域連合構成市町村内であること。
- (2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項に規定する温泉利用の許可を受けていること又は公衆浴場法(昭和23年法律第139条)第2条第1項に規定する営業許可を受けていること。
- (3) 会員制等、利用に係る制限がないこと。
- (4) 第12条に規定する手続きを経て、広域連合において助成券取扱施設として登録されていること。

(助成券の使用)

第11条 助成券使用者は、助成券取扱施設において、自ら及び自らに同伴して助成券取扱施設を利用した者が当該施設の利用に伴い生じた料金(以下「施設利用料金等」という。)を支弁するために助成券を使用することができる。

2 助成券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 回数券、商品券及びプリペイドカード等の換金性の高いもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこを含む。)
- (4) 助成券取扱施設が使用を不可とした物品及び役務の提供

3 助成券使用者は、助成券を使用する際は、助成券取扱施設による本人確認を受けなければならない。

4 助成券は、1枚につき当該助成券の表示金額相当の施設利用料金等の支弁ができるものとする。ただし、施設利用料金等の額が、使用する助成券の額面合計に満たない場合にあっては、助成券を使用することはできない。

5 助成券は、この事業における施設利用料金等の支弁以外に使用することはできない。また、助成券を他人に譲渡したり、換金若しくは担保として提供したりすることはできない。

(助成券取扱施設の登録)

第12条 助成券取扱施設として登録を希望する施設は、あらかじめ家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設(新規・変更)登録申請書(様式第2号)及び債権者登録申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項に規定する助成券取扱施設の登録を行ったときは、家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設登録通知書(様式第3号)により助成券取扱施設に通知するものとする。

3 助成券取扱施設は、登録内容に変更があったときは、速やかに家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設(新規・変更)登録申請書(様式第2号)を広域連合長に提出しなければならない。

(助成券取扱施設の中止)

第13条 助成券取扱施設は、助成券の取り扱いを中止するときは、あらかじめ家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設中止申出書(様式第4号)を広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、広域連合長は、助成券取扱施設が助成券を適正に取り扱うことができないとみなしたときには、家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設登録取消通知書(様

式第5号)により、助成券取扱施設の登録を取り消すことができる。

(交付の申請)

第14条 助成券取扱施設は、家族介護者リフレッシュ助成券受領額交付申請書兼請求書(様式第6号。以下「申請書兼請求書」という。)に、当該月に使用された助成券を貼付した家族介護者リフレッシュ助成券貼付用台紙(様式第7号。以下「台紙」という。)を添付し、翌月15日までに広域連合長へ提出することで交付の申請をしなければならない。ただし、3月に使用された助成券については、3月31日までに交付の申請をしなければならない。

(交付の決定)

第15条 広域連合長は、前条に規定する申請書兼請求書及び台紙を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、家族介護者リフレッシュ助成券受領額交付決定通知書(様式第8号)により助成券取扱施設に通知するものとする。

(支払)

第16条 広域連合長は、前条の規定により交付を決定した後、申請書兼請求書による助成券取扱施設の請求に基づいて当該金額を支払うものとする。

(委託)

第17条 広域連合長は、この事業の実施に要する事務について、当該事務を適切に実施することができる者に委託することができる。

(引換案内兼引換書の再発行)

第18条 広域連合長は、助成対象者から申出があった場合、必要に応じ第6条第1項に規定する引換案内兼引換書を再発行することができる。

(返還)

第19条 第4条に規定する助成対象者に該当しない者が助成券の交付を受けた場合は、未使用の助成券及び既助成金額の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。

別表

サービス区分	施設分類
施設サービス	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院
居宅サービス	特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（対象）

様 同居ご家族様

東三河広域連合介護保険課

年度 家族介護者リフレッシュ助成券引換案内兼引換書

宛名の要介護者（対象要介護者）の家族介護者を対象とした家族介護者リフレッシュ助成券の引換書（本書）を送付いたします。引換をご希望の場合は引換要件をご確認いただき、必要事項（太枠内）を記入のうえ、本書を に提出して引換ください。

東三河広域連合長 様

私は、以下の引換要件に該当しますので、助成券の交付をお願いいたします。
 なお、引換要件に関して誤りがあった場合は、助成券及び使用済みの助成金額を返還します。

<引換要件> 前年度1年間（前年4月1日から本年4月1日まで）において

1	対象要介護者と同居し、住民票上においても同一世帯であった。
2	対象要介護者の主介護者として、対象要介護者を在宅で介護していた。

太枠線の内側のみご記入ください。

（対象要介護者の主介護者） 家族介護者	住 所	対象要介護者に同じ		
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成	年	月 日
	電話番号			

※必ず、公的機関が発行した本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）をご持参ください。

受付（交付）窓口記載欄

確認項目	☐ 記入漏れはないか。 ☐ 本人確認書類で、申出者と対象要介護者の住所一致を確認したか。 ☐ 交付助成券 No. を記載したか。		
交付窓口 （交付日）	（ 年 月 日 ）	交付助成券 No.	

家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設（新規・変更）登録申請書

年 月 日

東三河広域連合長 様

所在地

（申請者） 施設運営者名

代表者の職
及び氏名

東三河広域連合家族介護者リフレッシュ事業実施要綱第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき、下記の施設を助成券取扱施設として（新規・変更）登録されることを申請します。

記

助 成 券 取 扱 施 設	フリガナ	
	施設名	
	所在地	〒 ー
	施設長氏名	
	電話番号	ー ー
	E－m a i l	

第 号
年 月 日

家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設登録通知書

様

東三河広域連合長

印

年 月 日付で申請のあった家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設について、
下記のとおり登録したので通知します。

記

助成券 取扱施設	施設名	
	所在地	〒 —

家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設の登録を辞退される場合は、東三河広域連合介護保険課までご連絡ください。

家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設中止申出書

年 月 日

東三河広域連合長 様

所在地

（申請者） 施設運営者名

代表者の職
及び氏名

年 月 日付 第 号で登録された下記の家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設について、東三河広域連合家族介護者リフレッシュ事業実施要綱第13条第1項の規定に基づき、助成券の取り扱いの中止を申し出ます。

助成券取扱施設	フリガナ	
	施設名	
	所在地	〒 —
	電話番号	— —
	取扱中止日	年 月 日（ ）

中止の理由	<記入欄>
-------	-------

※ 取り扱いを再開される場合は、改めて「家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設（新規・変更）登録申請書」（様式第2号）をご提出ください。

家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

東三河広域連合長 印

年 月 日付 第 号で決定した家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設登録については次のとおり取り消すので通知します。

施設名	
所在地	〒 ー
取消年月日	年 月 日
取消事項	家族介護者リフレッシュ助成券取扱施設としての登録
取消理由	

家族介護者リフレッシュ助成券受領額交付申請書兼請求書

年 月 日

東三河広域連合長 様

所在地

（申請・請求者） 施設運営者名

代表者の職
及び氏名

東三河広域連合家族介護者リフレッシュ事業実施要綱第 14 条に基づき、次のとおり申請及び請求します。

※ この申請書は、東三河広域連合において交付決定した後は、交付決定日をもって請求日とし、当該金額の請求書として取り扱います。

記

助成券 取扱施設名										
申請 (請求) 内訳	内容	単価	枚数	申請（請求）金額						
	家族介護者 リフレッシュ 助成券	400 円券	枚						0 0	円

【添付書類】 家族介護者リフレッシュ助成券貼付用台紙（様式第 7 号）

交付決定日	年 月 日
-------	-------

家族介護者リフレッシュ助成券貼付用台紙

助成券取扱施設名

400 円券 × 枚 = 円

17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4

家族介護者リフレッシュ助成券受領額交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東三河広域連合長 印

年 月 日の申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成券取扱施設名	
交付決定額	円
支払予定時期	交付決定の日より 2 か月以内

この交付決定通知書及び関係経理書類は、事業完了後 5 年間保存してください。